

○日南市子ども医療費助成に関する条例施行規則

平成21年3月30日規則第76号

改正

平成25年7月18日規則第28号

平成28年1月19日規則第2号

平成28年10月20日規則第43号

日南市子ども医療費助成に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、日南市子ども医療費助成に関する条例（平成21年日南市条例第137号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格の申請及び認定)

**第2条** 条例第5条第1項の規定により受給資格の登録を受けようとする者は、子ども医療費受給資格登録申請書（別記様式第1号）に、条例第2条第6号に定める医療保険各法の規定による被保険者証、組合員証その他必要な書類を提示して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請について、条例第3条に規定する対象者（以下「対象者」という。）の要件に該当すると認めるときは、申請日の属する月の初日から対象者として認定するものとする。  
ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日とする。

(1) 出生により60日以内に申請したとき 出生の日

(2) 出生以外の理由により条例第3条に定める要件に該当することとなった日から30日以内に申請したとき 対象者の要件に該当することとなった日

3 市長は、第1項の申請に当たり、宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱（昭和49年4月1日）に基づく補助金の交付申請を行うため、3歳以上の幼児の保護者の所得状況を確認することとする。

(登録)

**第3条** 市長は、前条の規定により対象者と認定したときは、子ども医療費受給資格者登録台帳（別記様式第2号）に登録するものとする。

(受給資格証の交付)

**第4条** 市長は、前条の規定により登録した者に対し、子ども医療費受給資格証（別記様式第3号。以下「受給資格証」という。）を交付するものとする。

2 受給資格証を破損し、又は亡失したときは、こども医療費受給資格証再交付申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

（助成の申請）

**第5条** 条例第6条第3項の規定による助成の申請は、こども医療費助成申請書（請求書）（別記様式第5号）に、診療を行った医療機関等の証明を受け、市長に提出しなければならない。ただし、証明は、当該医療機関等の発行する領収証が証明事項の全てを把握できる場合は、これをもって代えることができる。

（助成の決定）

**第6条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査のうえ、助成の額を決定し、申請者に当該助成額を支給するものとする。

（変更の届出）

**第7条** 第3条の規定により登録を受けた者が、自己又はその保護するこどもについて、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、こども医療費受給資格登録変更届（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- （1） 加入している医療保険に変更があったとき。
- （2） 住所又は氏名に変更があったとき。
- （3） その他登録された事項に変更があったとき。

（助成の中止）

**第8条** 対象者、対象乳幼児又は対象児童が、次の各号のいずれかに該当するときは、その後の助成は行わない。

- （1） 条例第3条に該当しなくなったとき。
- （2） 条例第2条第1号、第2号及び第3号に規定する期間を経過したとき。

2 前項の規定に該当するに至ったときは、対象者は、速やかに受給資格証を市長に返還しなければならない。

（補則）

**第9条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年3月30日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の日南市乳幼児医療費助成に関する条例施行規則（昭和49年日南市規則第15号）、北郷町乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則（平成12年北郷町規則第20号）又は南郷町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則（平成12年南郷町規則第21号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

**附 則**（平成25年7月18日規則第28号）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

**附 則**（平成28年1月19日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 別記

**様式第1号**（第2条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第4条関係）

様式第5号（第5条関係）

**様式第6号**（第7条関係）